

社会福祉法人エンゼル福祉会

平成 29 年度事業計画書（案）

2017/03/21

目次

1. 社会福祉法人エンゼル福祉会 基本理念・行動指針	3
2. 合併後の社会福祉法人エンゼル福祉会の主な運営方針	3
3. サービス提供体制と質の確保	
(1) 人材（財）育成	5
(2) 人材（財）採用	6
(3) 人材（財）確保離職対策	7
4. 施設整備	9
5. 地域貢献	10
6. 防災計画	11
7. 収支目標	12
8. 評議員会及び役員会日程について	13

社会福祉法人エンゼル福祉会は、現在の豊かな社会発展に、様々な形でご尽力され、かつ、豊富な知識と経験を持たれる人生の先輩方への『尊敬』と『感謝』の気持ちを、『介護サービス』・『地域社会への貢献』を通じて表現し、『豊かな長寿社会』の実現に向けた社会福祉・地域福祉のインフラとし、地域社会に対する社会福祉法人の責務を全うすることを法人の基本理念として施設運営を实践する。

1 社会福祉法人エンゼル福祉会 基本理念・行動指針

(1) 基本理念・行動指針

①法人理念

私たちは「尊厳」と自立に満ちた生活を送るため、お客様が安心して利用できる信頼度の高い介護サービスを提供する。

②会訓

・ 協 調	・ 礼 節	・ 報 恩 感 謝	・ 信 用 と 信 頼	・ 奉 仕 の 精 神
-------------	-------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------

③中期経営計画理念（平成 27 年度～平成 29 年度）

「人に社会に自分自身に誇れる仕事の実践」

④中期経営計画行動指針

- ・ 専門職として自分（達）にしか出来ない、自分（達）だからこそ出来る仕事をする。
- ・ 専門職として常に仕事の成果・真価・進歩を追求する。
- ・ 専門職として、言いわけや妥協せず、今出来ることに最善を尽くす。

2 合併後の社会福祉法人エンゼル福祉会の主な運営方針

(1) 社会福祉法人としての責務

①地域における公益的な取組の推進

社会福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号 以下「改正社会福祉法」という）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され改正社会福祉法第 24 条第 2 項（新設）に、いわゆる「地域における公益的な取組」についてその責務が明確化されている。現在の当法人における取組では「地域における公益的な取組」の要件の意義に照らし合わせると越谷なごみの郷においてはその要件を満たしていない。

*おたけの郷では精神的な理由等で社会に出る事が出来ずに働いていない方の就労訓練として「生活困窮者就労訓練事業」を開始。

*藤代なごみの郷においては現在法人内にて「地域における公益的な取組」を検討する機会を持ち、試験的ながら「認知症カフェ」「学校出張講座福祉教室」「シルバーリハビリ体操教室」を実施している。

これらの活動を参考にしてエンゼル福祉会の取り組みを更に推進していく。

②社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業

社会福祉法人は法人税が非課税となるなど、大幅な税制上の優遇措置が講じられ、寄付金等の収入も認められている。このため、社会福祉法人にはその社会的役割を鑑み、低所得者の負担軽減を行うことが期待されている。

現在取手市、荒川区においては社会福祉法人による負担軽減措置の申請はしているが、

利用は限定的となっている。今後はエンゼル福祉会の社会的役割を果たすべく越谷市への申請を行うと共に入居者、利用者への制度自体の周知に努め制度利用の普及に努める。

③施設整備

当法人の特性（社会福祉法人）を活かした施設整備をする必要があり、基本的な考え方として、社会福祉法人に認可されている第1種社会福祉事業である特別養護老人ホームの施設整備とする。

現在、東京都において都有地活用による地域福祉インフラ整備事業による事業者選定の公募が検討実施されており、今後も特別養護老人ホームの待機者減少に向けた施設整備の公募が各区で実施される見通しである。当法人は3施設を展開している事への有益な公募に対しては、合併によって増加する資産を積極的に社会福祉事業（施設整備事業等）へ再投資し社会貢献を図る。

（2）合併を活かした取組

- ① 現在のそれぞれの法人での組織体系における課題は、エンゼル会における1法人1施設での限界点。エンゼル福祉会は1法人2施設でのキャリアパスも効果を上げる運用が出来ていない面がある。合併後は1法人3施設の組織体系としての構築となり、事業所が増加するメリットを活かしキャリアパスも同時に構築していくことで、職員のモチベーションと満足度が向上するよう改善を図る。

② ガバナンスの強化

合併後の組織に法人本部を設置し、経営の効率化と法令遵守を強化する。

法人本部には統括管理を目的とした人材（役員等）を配置し、経営と業務を整理し、より効率的に事業を展開する。同時に法人本部の役割として法令遵守を明確にし、内部監査等による法令遵守の徹底を図り、運営状況等をホームページ及び広報紙を活用し透明性を確保する。

③ 消耗品等の法人一括発注による経費の削減

3施設で購入している、様々な介護用品や消耗品、機器等を法人一括の計画的な購入をする。発注単位を大きくすることで取引業者との価格交渉が優位となる事。取引業者においても安定的な多量の発注にメリットがあり、より良いパートナー関係を構築出来る。また介護用品、福祉機器、委託業者、保守管理等全ての経費関係を精査し効率を図る。

平成29年度

- ・現在の施設毎、また法人毎で異なる契約期間の把握と整理。
- ・契約内容の妥当性を検討。
- ・機器選定～購入までのプロセス確立
- ・購入対価の支払い窓口の整理、(法人本部口座と繰入金予算の必要性を検討)
- ・火災保険、賠償責任保険の統一化による経費削減

平成28年度

- ・法人毎、施設毎の購入

平成29年度

- ・契約状態の把握と妥当性の精査
- ・物品購入等のプロセスの周知
- ・一括購入に適した物品等の選定
- ・一括購入による経費削減

平成30年度

- ・削減効果の検証

エンゼル福祉会中期事業計画の策定

3 サービス提供体制と質の確保

(1) 人材（財）育成

法人において最も重要な内部資源は人財であり、その育成、充実なくして安定的・継続的経営はできない。このため、法人の経営理念、基本方針を共有できる人財育成に積極的に取り組んでいく。それは、職員間、家族間、地域住民間など様々なレベルでのコミュニケーションにおいて、お互いの個性や考え方、立場を理解し、尊重することができる人財の育成である。こうした人財を育成するためには、まず経営理念、基本方針についてしっかりと教育することが必要となる。また、人的サービス力（技術力）を高めるために、個々の職員の能力の向上を図る必要がある。このため OJT、OFFJT にしっかりと取り組む事が必要であり、各事業所において階層別、職種別の計画的な研修に取り組んでいく。また、自己啓発支援について 29 年度中に検討しその後の実施に繋げる。

職員個々の能力を客観的に把握し向上させていくことは、法人の人的サービス力（技術力）を向上させるうえにおいては必要なことであり、職員のキャリアパスを明確にすることにも繋がる。こうした視点を主眼として、人事考課制度の適正な実施を行っていく。

① 人材育成の為の環境整備と研修機能の強化・推進

・内部研修（職種別）

国民に果たすべき使命（介護保険法の目的遂行）を成すひとつの「チーム」として、より理論的・実践的に強固な「専門職集団」を構築していくために、大きな単位で活動を展開することで効率的・専門性を高める手段をとり、職員の士気・スキルを引き上げ、国民に果たすべき使命を成すための道筋として、現在の職種別部会（特別養護老人ホーム部会／短期入所生活介護部会／通所介護部会／管理栄養士部会／看護師部会／地域包括部会）も活用し現任職員を対象として効果的な研修となるよう、法人全体での研修体系を構築する。

・外部研修

看護師・管理栄養士といった研修においては、内部研修のみでは最新の情報ははじめ、先駆的な取り組みに向けた点を補う事が困難であることから、日本看護協会および日本栄養士協会による外部研修を受講する。

受講には、関わる職員の複数参加は困難であり、3施設との連携により代表者選出で受講し、多くの研修を受講し部会等により情報を共有できるようにする。

② 将来の目標が持てる職場環境作り

・キャリアパスの見直し

③ 法人の運営を担う人財育成体制の確立

・責任者候補育成研修の検討

④ サービスの質の向上

平成 29 年度より第三者評価の受審を通じサービスの質の検証を行うとともに、公表することによる法人の透明性、さらなる質の向上に向けた職員意識の高揚を図る。

(2) 人材(財)採用計画

各特別養護老人ホーム(短期入所含)の介護看護職員対入居者は下記のとおりである。

(介護職員:入居者・法令要件は3:1)

平成29年2月末現在

越谷なごみの郷		おたけの郷	藤代なごみの郷	
従来型 2.4:1	地域 1.9:1	2.3:1	従来型 2.4:1	小規模型 2.1:1

各施設の目指すべき人員配置は下表の数値となっている。

越谷なごみの郷		おたけの郷	藤代なごみの郷	
従来型 2:1	地域 1.7:1	2.2:1	従来型 2:1	小規模型 1.7:1

下表①はその目指すべき人員配置に向けた平成29年度採用数の目標値を表にしている。また、合併後には介護のオペレーションが共通になる部分が考えられ、同事業では目標数値等が類似してくることも考えられる。

① 平成29年度内、3施設の介護職員純増目標値

* 常勤換算数で表示

越谷なごみの郷		おたけの郷	藤代なごみの郷	
従来型 2	地域密着 3	7	従来型 4	小規模型 3

② ①による増員後の平成29年度末全体職員概要

* 常勤換算数で表示

	越谷なごみの郷	おたけの郷	藤代なごみの郷
特養施設長	1	1	1
特養介護職員短期含	42 (従来型) 20 (地密着型)	72 (63)	33 (従来型) 22 (小規模型)
通所介護職	10 (従来) 5 (認知症)		12
訪問介護職員	10		5
看護職	7	7.5	6.5
介護支援専門員 (特養生活相談員兼務)	4	3	2
生活相談員(在宅)	2	2	2
栄養士(管理栄養士)	2	2	1
介護支援専門員(在宅)	8	2	7
地域包括支援センター	5		5
事務職	3	2	2.5
運転・用務・当直	6	4	13
障害者雇用	2.5	1.7	2
計	126.5	96.2	114

③ 職員採用について

1 法人 3 施設になることの優位性（資金面・勤務地面等）を活かしていくが、現時点でも人材確保は厳しい状況であると認識をもち採用活動を実施する。また、合併する事により、勤務地や法人内介護保険サービス事業も増える事は求職者の目に留まりやすくなるので、各地（遠方も含）で開催される会社説明会も積極的に参加する

- ・採用媒体は、広域を視野に入れた WEB 求人、また越谷市では近隣地域の採用率が高いことからフリーペーパーを有効に活用。取手市においてはハローワークと紙媒体による採用率の高さ等、地域性を考慮した採用活動を展開する。求人広告の内容は勤務地増加によるメリットとデメリットを考慮し慎重に検討する。
- ・新卒採用では、高等学校・大学・専門学校へ求人をおこなう。また、初任者研修や介護福祉士の実習生も積極的に受け入れをおこない新規採用へと繋げる。
- ・前述してある介護職員の配置が目標値に達した場合でも、定年退職を含んだ退職率を参考に将来の法人を担っていく若い力（新卒）は継続して採用する方針である。
- ・初任者研修では、現在実習が義務化されておらず、実習希望者は別途費用が掛かるが、当法人では、専門学校等で実習希望者がいた場合に無料または低額にて受入れをおこない、さらに専門学校等には受講者に実習の推進を提案し、他事業者との差別化を図る。

平成 29 年度・・・上半期にて受け入れ時の実習マニュアルの作成。下半期にて試運用

- ・合併する 3 施設は、東武スカイツリーライン・東京メトロ千代田線・JR 常磐線の公共交通機関等を利用し通勤することができ、3 施設間の通勤アクセスにおいて重要なターミナル駅は北千住駅となる。必要な場合にはこの周辺に、規程による家賃補助を利用した提案をし、遠方への新卒採用や求人の活動も進めていく。

(3) 人材（財）確保離職対策

現在の法人の基本給与額はおたけの郷開設（平成 25 年）の段階で基本給のアップを図っており、合併のタイミングで大きく変更させる予定はしていない。また、前述の人材育成では、研修体制の充実による「学ぶことができる法人」や人事考課制度・キャリアパス制度等、職員自身の能力や成果に応じて「評価の透明性」を図り、職員の能力を開発することを共におこなっていき職員のやりがいにつなげていく体制を整える。

①メンタルヘルス

職員同士や職員から上司へと業務に限らず相談事や悩み事を打ち明けられる関係性が構築でき、「話し合える場」（人事考課制度面談等）を設定する事が重要であるが、それとは別にストレスを解消する手段としてメンタルヘルスカウンセリングといった専門分野の支援制度を導入することで職員のメンタルダウンによる意欲の喪失面「心のケア」も実施する。

既に 3 施設では、平成 26 年 4 月にメンタルヘルスカウンセリングを専門業者と契約し導入したが、使用頻度が低い状況になっているため、職員が抵抗感なく利用できるよ

うに推奨していく。

【推奨事項】

- ・臨床心理士等の専門カウンセラーが対応し、仕事の悩み以外にも多岐に対応可能
- ・電話であれば何度でも無料
- ・カウンセラーと面談可能
- ・プライバシー保護

② I C T 導入の検討（情報通信技術、Information and Communication Technology）

現在、介護記録は手書き又はパソコン入力に対応している。殆どが通常業務終了後に記録作業をおこなっており、時間外勤務になることや記録の漏れが発生する可能性もある。この介護職員による文書量を減少させるため、現在推進されているツールとしての I C T を実用化し、例えば介護記録からレセプトオンライン迄が可能になれば前述の時間外勤務の改善による負担軽減、たくさんの帳票類の簡素化、その他の経費削減にも繋がり削減分を、支援する機会に充当すれば労働環境の向上の為に使用する事も可能である。また地域医療、介護の充実に向けたサービス提供者間のネットワーク構築に向けた動きにも対応出来る。具体的な導入計画は未定だが、時間外勤務の軽減、記録の精度が向上するといった、職員と利用者への良い効果を十分に考慮し、導入に関して検討していき、合併後のスケールメリットを最大限に活かしていく。

平成 29 年度

- ・施設内にて I C T 化が可能な部分を介護職員を交えて検証。苦手意識の払拭のためどんな「機会」に使用出来るかの「理解」の促進。
- ・システム自体の現時点における性能の把握。
- ・将来の汎用性の検証。

③介護ロボット等介護支援機器の導入

介護ロボットや移乗、入浴用リフトを導入し、利用者の安全を図ると共に職員の腰などへの負担軽減を図る事を目的に介護用機器の導入を検討する。（介護ロボットについては藤代なごみの郷において助成金による購入）（見守り支援ロボット）

・平成 29 年度

見守り支援ロボットを体験し、その他の機器の導入に向け継続的に検討をしていく為に福祉機器展等を積極的に視察し既存の会議にて機器の検討を実施する。

④共働き手当の創設

創設の目的として、夫婦で共に長く働き続けることを推奨、推進しエンゼルグループ（㈱大起エンゼルヘルプ・社会福祉法人エンゼル福祉会）において共に働く職員に対する就業環境及び就業条件の向上をもって同施設内における婚姻関係後の職員の離職の減少、また現在配偶者が介護職またはそれ以外の職種において他企業に従事している場合であっても、同グループ内での就業に魅力を感じる事が出来る制度として創設する。

4 施設整備

(1) 都有地活用による福祉インフラ整備事業

平成 29 年度

- ① 3 施設間連携を視野に入れた立地等の検討
- ② 都有地活用による公募のチェック
- ③ 公募申請及び法人理念の実現に向けた特養整備の考え方整理

(2) 既存施設の増床

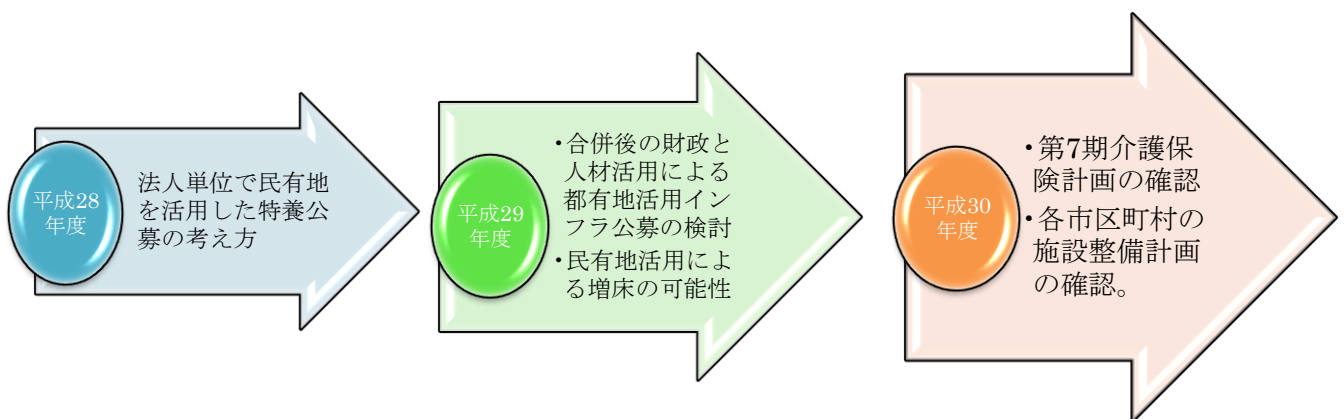
- ① 3 施設が現存する市区町村の施設整備計画により今後の増床整備の可能性を検証する。

・埼玉県越谷市における第 6 期計画の整備目標数は 220 床となっており、ほぼ計画通りに増床されている。今後は平成 30 年度始期の第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を注視していく。

・東京都荒川区においては、一人暮らし高齢者が多い現状や、後期高齢者が増加することを前提とし、在宅介護を充実させる仕組みづくりや介護予防事業、地域密着型サービスの基盤整備を推進し、その効果を検証した上で、今後の特別養護老人ホームの整備の必要量について検討を進めていく事となっている。

・茨城県取手市は定員の少ないところから優先して増床することを決定しており、平成 29 年度においては計画通り市内特養 2 か所、計 50 床の開設が決まっている。今後は取手市の特養待機者数の推移を注視し、第 7 期計画での整備計画を確認していく。

- ② 基本的な考え方は法人の特性を活かした特別養護老人ホームの整備と考えているが、現状の財政や人材確保上の観点から (1) (2) を同時に実施していく事は困難と捉えており、財政、人材確保、地域のニーズ等を慎重に精査していく。また各市区町村高齢福祉担当課との意見交換の中から他の要望等があれば法人内協議のうえ、整備する。



5 地域貢献事業

(1) 地域における公益的な取組みの推進

- ① 改正社会福祉法 第24条第2項で定めるいわゆる「地域における公益的な取組」は、地域住民の生活の場に積極的に入り込むことにより、制度の狭間にある福祉ニーズを抽出し、解決していけるよう取組んで行く。

平成29年度は各施設の施設長が中心となり計画的に福祉ニーズの抽出から検討、実施までの体制を築き、越谷なごみの郷において新たな取組に着手する。

おたけの郷、藤代なごみの郷両施設においては一部取組みが始まっているが、更に地域における福祉ニーズを抽出し、平成29年末までに1度見直しを図る。

注) 平成28年4月施行、改正社会福祉法第24条第2項「地域における公益的な取組」は今まで取組んでききた入所利用者と住民との交流活動を目的とした祭りやイベント、環境美化活動や防犯活動は、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しない。

- ② 防災拠点としての機能強化（福祉避難所の運営見直し等）

- ・平成29年度末までに大震災を想定し、福祉避難所として本来求められる機能を見直し、課題等を抽出・検討する。
- ・震災時における炊き出し等の訓練として、平成29年度は、施設毎の催しに地域の方々への提供方法等の検討、必要物品の確保を図る。

社会福祉法

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

改正社会福祉法

(経営の原則)

第24条2 (新設)

社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

6 防災計画

(1) 事業継続計画の運用

- ① BCP 計画に従い模擬訓練を年 2 回実施する。
- ② 平成 29 年度末までに以下の内容の追加・検討を行う。
 - ・ 5 キロ圏内・10 キロ圏内の職員人数の把握
 - ・ 初動対応職員の把握
 - ・ 通信機器が使用不可能時の初動対応方法と訓練
 - ・ 応援要請方法の確立
 - ・ 緊急時の移動方法の確立
 - ・ 風水害に対応した防災計画の作成

④ 情報発信体制の強化

通信機器が使用不可となった場合における対策本部と各施設との連絡体制として、IP 電話および衛星携帯電話を設置したが、管理者以外職員の取り扱いの認識は薄い為、BCP 模擬訓練の機会に併せて、物品の場所及び使用方法、実際の使用を取り入れる。

(2) 防災体制の確立

① 備蓄食の確保

以前確保した備蓄食の賞味期限等の確認を実施し、全事業所において、入居者・帰宅困難者を含めた備蓄食（飲料水・備品含む）分の確保を進める。平成 29 年度は 3 日分を確保するべく計画し、平成 30 年度以降は熊本県におけるライフラインの復旧状況の情報から 5 日分への増加を検討する。

- ・ 備蓄食→1 人あたり：飲料水（2ℓ）・主食（3 食分）・副菜（3 食分）
- ・ 備品→カセットコンロ・サランラップ・ラジオ・懐中電灯・ランタン・電池・携帯カイロ・新聞紙・軍手・ビニールシート・ヘルメット・ポリタンク・簡易トイレ・発電機

② 地域等との協力体制

- ・ 大規模災害時におけるボランティアの受入窓口の整備及び受入マニュアルの整備。
- ・ 大規模災害時における地域等（地域住民・地元企業）との協働による応援体制の確立と総合防災訓練を計画し平成 30 年度末までに実施する。

(3) 減災体制の確立

① 防災士資格取得の推進

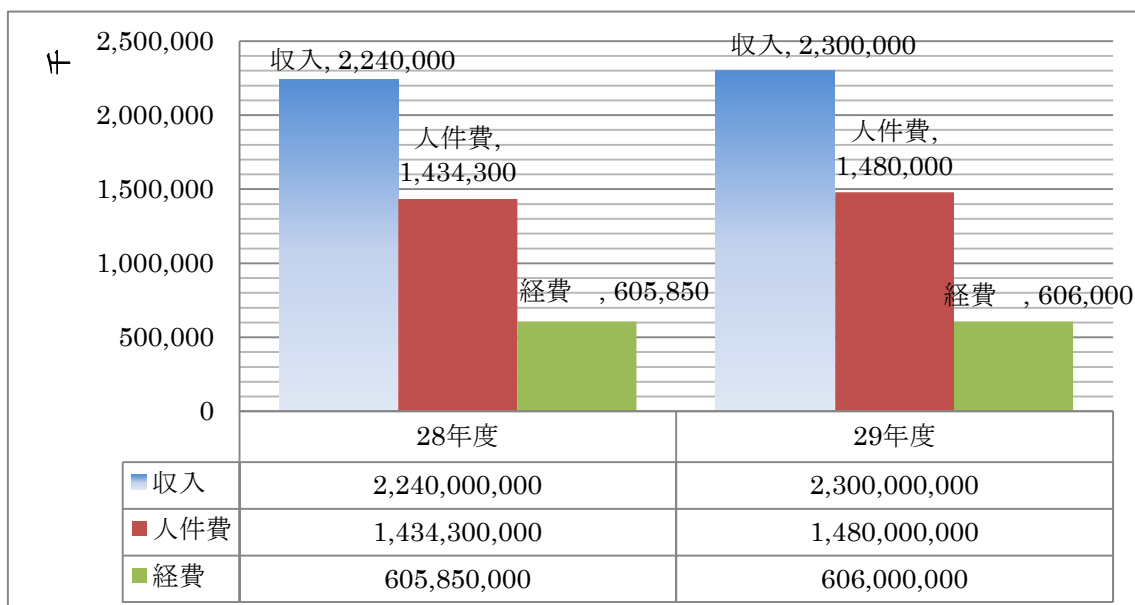
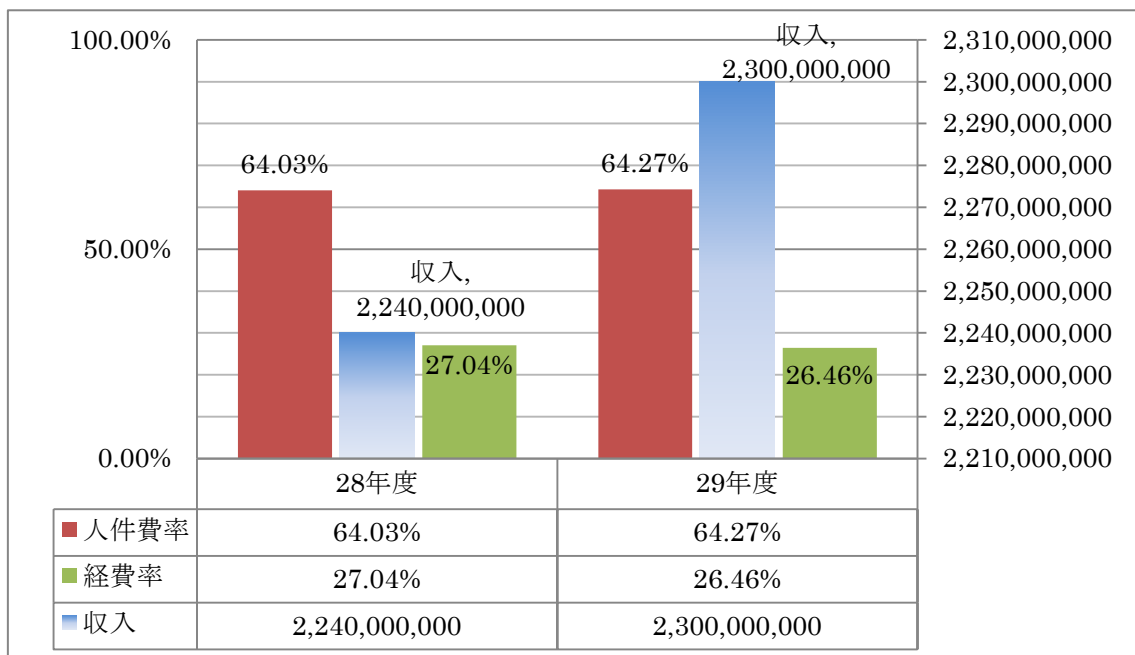
- ・ 災害から地域、事業所を守り、最小限の被害に留める地域防災の担い手となる防災士について、法人全体で 3 名（各施設 1 名程度）を養成する。

7 収支計画

(1) 平成 28 年度 3 施設合算した予測収支が約 22 億 4000 万円となる見込みであることから各施設事業計画上の成長率を見込み下記の通りの収支予算計画とする。

*別添収支予算書参照 (28 年度は参考値)

	収入	人件費	人件費率	経費(事務費・事業費・その他)	経費率
28 年	2,240,000,000	1,434,300,000	64.03%	605,850,000	27.04%
29 年	2,300,000,000	1,480,000,000	64.3%	606,000,000	26.34%



8 平成 29 年度評議員会及び役員会日程について

(1) 評議員会日程 案

- ①平成 29 年度定時評議員会・・・・・・・・平成 29 年 6 月 22 日 午前 10：30～
- ②平成 30 年度予算等承認評議員会・・・・平成 30 年 3 月理事会開催の 1 週間前迄に開催

(2) 理事会日程 案

- ①平成 28 年度決算理事会・・・・・・・・平成 29 年 6 月 7 日 午後 1：30～
- ②平成 29 年度新理事による理事会・・・・平成 29 年 6 月 22 日 午後 1：30～
- ③平成 30 年度予算等承認理事会・・・・平成 30 年 3 月（日付未定）

*厚生労働省社会・援護局福祉基盤課発出の「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ より

問 44-2

平成 29 年度の新理事による理事会の開催（理事長の選定等）について新評議員による定時評議員会（決算、新役員等）と同日に開催しなくてもよいのか。

答え

- 1. 評議員会で新理事が選任された後、新理事による理事会を開催し、速やかに新たな理事長を選定する事が必要である。
- 2. なお理事会の招集手続きの省略等により同日開催する事も可能であり、同日開始あとしなくても、速やかに理事会において理事長選定を行うことが必要である。